

第1 北海道内のNPO法人の活動状況

1 NPO法人をめぐる背景

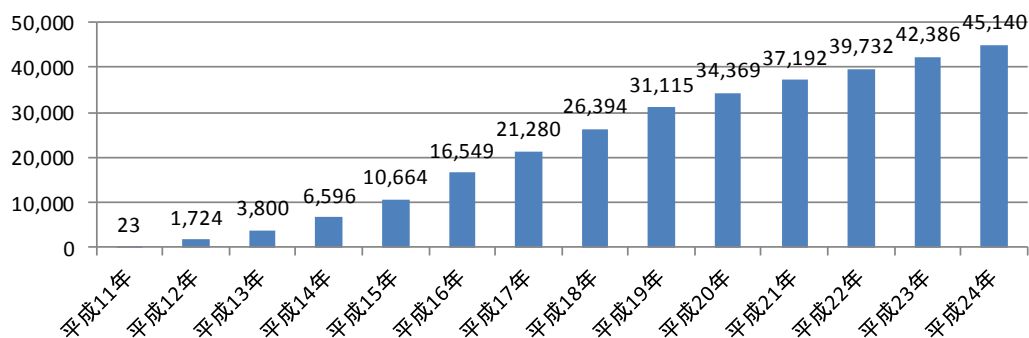
(1) 特定非営利活動法人制度

市民による社会貢献的活動・ボランティア活動は、平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに、地域に必要とされる活動として存在感が高まり、多様なニーズに対応する形で活動の幅を広げていった。平成10年には、非営利で活動する団体の積極的な事業活動の展開を支援することを目的として「特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）」が成立し、さまざまな公益的活動を行っている団体が「特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）」の法人格を得られるようになった。

制度創設以来、NPO法人の数は飛躍的に増え、平成24年3月末現在、全国で認証を受けた法人は45,000法人を超え、福祉分野をはじめ、教育・文化、まちづくり、環境など、多様な分野で活動が行われている。

一方で、NPO法人の中には「事業活動を行う」という意識が十分でなく、ボランティア的な考えのまま活動を続けている法人も多い。資金不足で活動が制限され、情報発信も十分ではないために法人の活動への認知が広がらず、その結果、多くの法人で慢性的な活動資金不足が課題となっている。

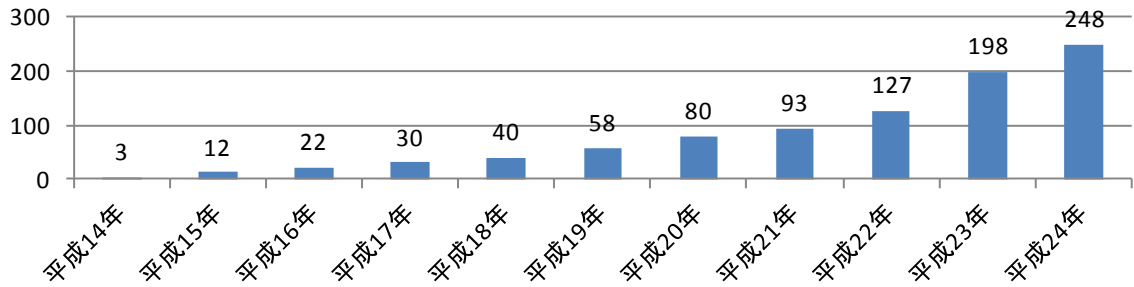
図表 1-1 全国のNPO法人認証数の推移



出典：内閣府（各年3月末現在の認証法人数）

平成13年には、一定の条件を満たすNPO法人に寄附をすることで、寄附者、法人双方が税制上の優遇措置が受けられるという「認定NPO法人制度」が創設された。この制度創設によりNPO法人への寄附が活発になり、法人の財政面の課題解決に資することが期待されたが、認定要件が厳しいことなどから、平成24年3月現在、全国の認定NPO法人は248法人と、認証法人全体の0.5%程度にとどまっている。

図表 1-2 全国の認定NPO法人数の推移



出典：内閣府（各年3月末現在の認定法人数）

(2) NPO法の改正

NPO法人を支援するための抜本的な制度改革が求められる中、平成22年12月の市民公益税制PT報告書の提言を受けて「平成23年税制改正大綱」が閣議決定され、平成23年6月には、認定NPO法人の認定要件の緩和、条例個別指定による個人住民税の寄附金税額控除対象団体の拡大などを内容とする税制改革関連法が成立した。

さらに、平成24年4月にはNPO法が改正され、①認証制度の改正、②所轄庁の変更、③認定制度・仮認定制度の導入の大きく3点が見直されることとなった。

また、この改正により個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を各自治体が条例で定める（以下「条例個別指定」という。）ことができるようになり、さらに条例個別指定を受けた法人は、「認定NPO法人」の認定要件の一つであるパブリック・サポート・テスト（以下「PST要件」という。）を満たしているものと取り扱われることとなったことから、この条例個別指定制度は、認定NPO法人を目指す法人に対する大きな支援となった。

なお、平成24年12月末現在、全国の都道府県で「条例個別指定」を実施しているのは、埼玉県、神奈川県、京都府、大分県となっている。

図表 1-3 特定非営利活動促進法 主な改正のポイント

1 認証制度の改正	<ul style="list-style-type: none"> ○活動分野の追加 これまでの17分野に加え、次の3分野を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・観光の振興を図る活動 ・農山漁村または中山間地域の振興を図る活動 ・法第2条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市が条例で定める活動 ○手続きの簡素化・柔軟化 <ul style="list-style-type: none"> ・所轄庁への届け出のみで定款の一部の変更が可能に ・社員総会での議決について、書面等での同意が可能に ○未登記法人の認証の取り消し <ul style="list-style-type: none"> ・認証後6か月を経過しても設立登記がない場合の認証取り消し ○会計の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・「収支計算書」から「活動計算書」へ
-----------	---

<p>2 所轄庁の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 以上の都道府県に事務所を置く法人は、内閣府から主たる事務所所在地の都道府県に所轄庁を変更 ・ 政令指定都市の区域のみに事務所を置く法人については、都道府県から政令指定都市に所轄庁を変更 ・ 認定事務は主たる事業所を置く都道府県、政令指定都市が実施
<p>3 認定制度・仮認定制度の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ PST 要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 絶対値基準の追加 ・ 条例個別指定要件の追加 ○ 仮認定制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立から 5 年を経過しない法人が対象（期間 3 年間）

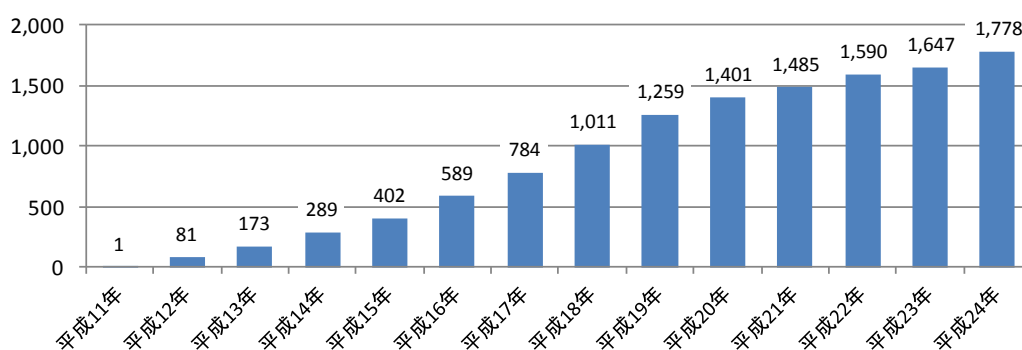
2 北海道におけるNPO法人の状況

(1) 北海道内のNPO法人の概要

北海道内に主たる事業所を置くNPO法人（以下「道内のNPO法人」という。）は、平成11年の制度創設以来、年々その認証数は増加しており、平成24年3月末現在では1,778法人を数える。

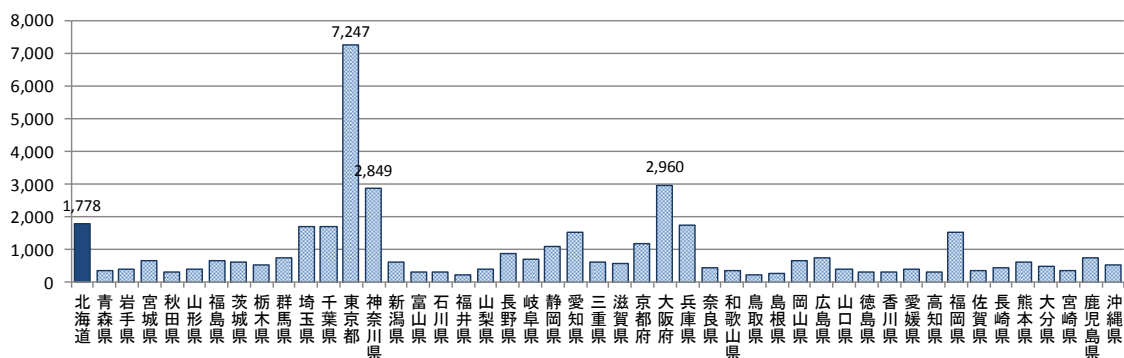
また、都道府県単位でのNPO法人数をみると、北海道は、東京都（7,247法人）、大阪府（2,960法人）、神奈川県（2,849法人）に次ぐ第4位と、全国の中でも多くのNPO法人が認証されている自治体であると言える。

図表 1-4 北海道のNPO法人数（認証数）の推移



出典：内閣府

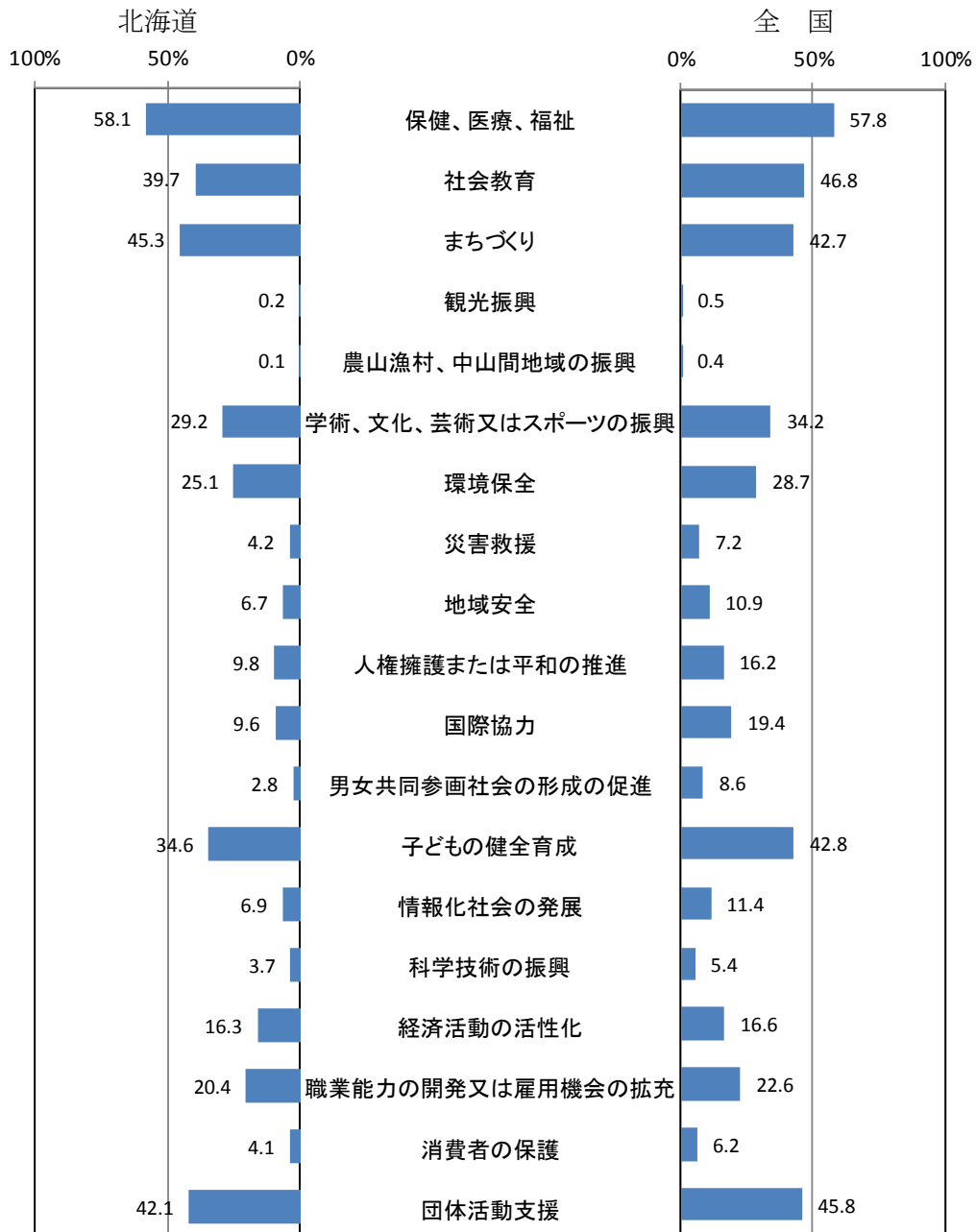
図表 1-5 平成24年3月末現在の法人数（認証数）



出典：内閣府

道内のNPO法人の活動分野としては、「保健、医療、福祉」(58.1%)、「まちづくり」(45.3%)、「団体活動支援」(42.1%)といった分野が多い。全体の構成比は、おおむね全国の傾向とも一致するが、「保健、福祉、医療」や「まちづくり」の分野で、全国よりもやや高い割合となっている。

図表 1-6 北海道内NPO法人の活動分野（複数回答）



出典：北海道（平成 24 年 9 月末現在）、内閣府（平成 24 年 9 月末現在）

所轄庁別に道内のNPO法人数をみると、平成24年9月末現在で、北海道所轄法人が1,051法人、札幌市所轄法人が824法人となっている。

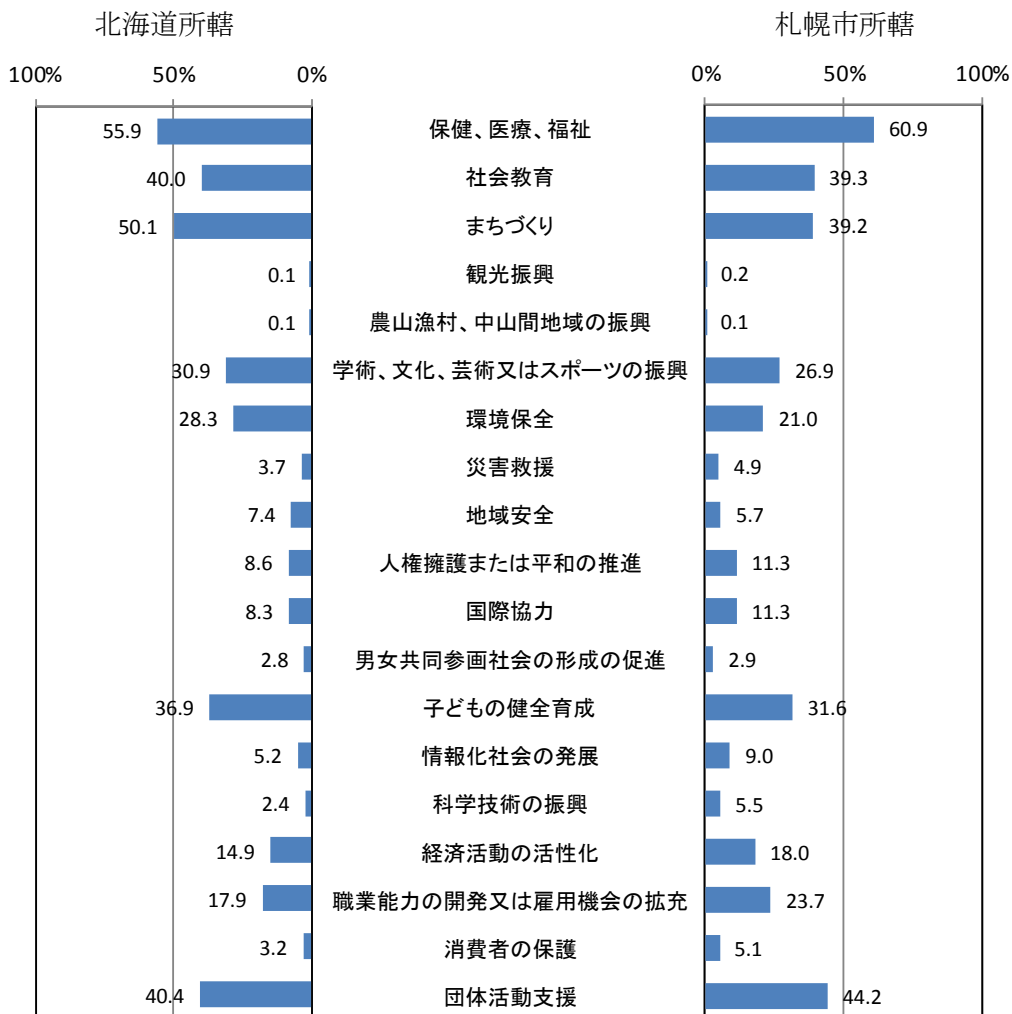
図表 1-7 所轄別法人数

	件数	割合(%)
北海道所轄	1,051	56.1
札幌市所轄	824	43.9
合計	1,875	100.0

出典：北海道、札幌市

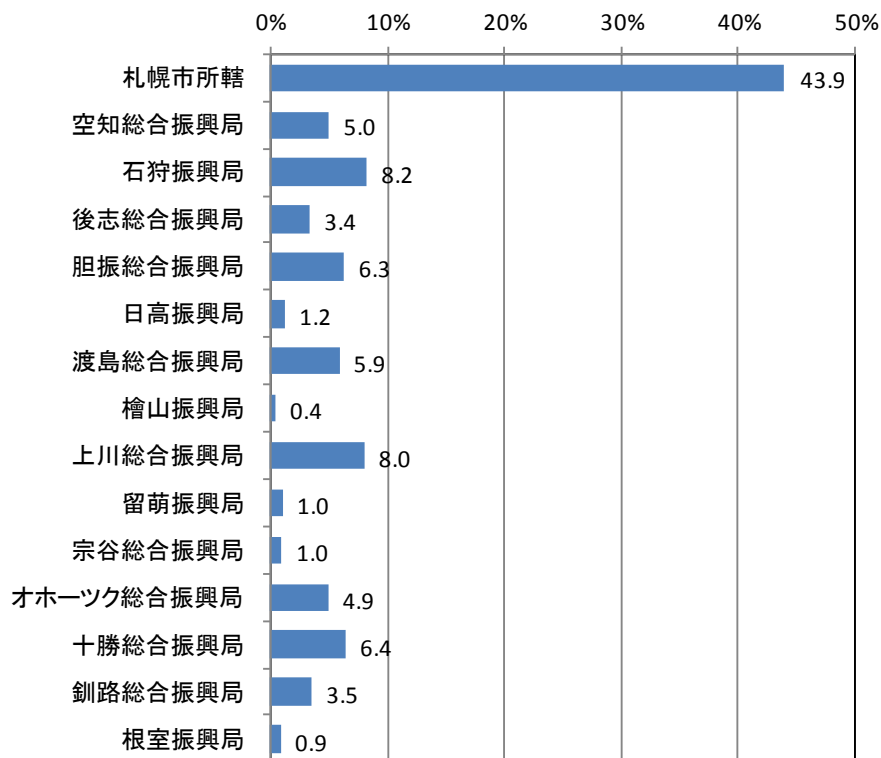
所轄庁別の活動分野の割合については、北海道所轄、札幌市所轄とも、おおむね同様の構成比であるが、「まちづくり」や「環境保全」や「子どもの健全育成」などの分野では北海道所轄法人の割合が高く、「保健、医療、福祉」や「職業能力の開発又は雇用機会の拡充」などの分野では札幌市所轄法人の割合が高い。

図表 1-8 活動分野（複数回答）

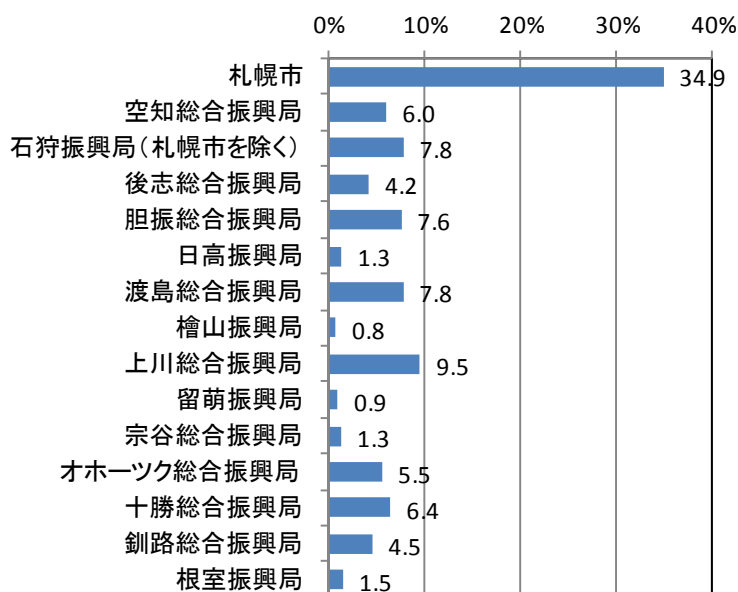


人口比を上回ってNPO法人が設置されているのは、札幌市、石狩振興局 2 箇所である。十勝総合振興局では人口比と同じ比率でNPO法人が設置されている他は、NPO法人の設置比率が人口比を下回っている。

図表 1-9 道内のNPO法人 総合振興局・振興局別割合



【参考】総合振興局・振興局別人口比



出典：住基台帳（平成 24 年 9 月末現在）

(2) 道内市町村におけるNPO法人数

道内のNPO法人の市町村別の法人数は、次のとおりである。

NPO法人が設立されていない市町村は35市町村(1市、27町、7村)であり、道内市町村数の2割弱に相当する。

図表 1-10 市町村別のNPO法人数

総合振興局	市町村名	法人数	総合振興局	市町村名	法人数	総合振興局	市町村名	法人数	総合振興局	市町村名	法人数	総合振興局	市町村名	法人数
空知総合振興局	夕張市	4	後志総合振興局	小樽市	25	渡島総合振興局	函館市	87	留萌振興局	留萌市	13	十勝総合振興局	帯広市	58
	岩見沢市	32		島牧村	0		北斗市	4		増毛町	1		音更町	9
	美瑛市	6		寿都町	0		松前町	1		小平町	0		士幌町	3
	虻川市	5		黒松内町	1		福島町	0		苫前町	0		上士幌町	5
	赤平市	3		蘭越町	4		知内町	0		羽幌町	3		鹿追町	4
	三笠市	1		二セコ町	5		木古内町	0		初山別村	0		新得町	4
	滝川市	9		真狩村	0		七飯町	10		遠別町	1		清水町	5
	砂川市	7		留寿都村	0		鹿部町	0		天塩町	1		芽室町	3
	歌志内市	0		喜茂別町	1		森町	3		小計	19		中札内村	1
	深川市	7		京極町	1		八雲町	2		稚内市	9		更別村	1
	南幌町	1		倶知安町	8		長万部町	3		幌延町	0		大樹町	0
	奈井江町	2		共和町	3	小計	110	猿払村	0	広尾町	3			
	上砂川町	0		岩内町	2	江差町	2	浜頓別町	2	幕別町	8			
	由仁町	0		泊村	0	上ノ国町	1	中頓別町	1	池田町	4			
	長沼町	2		神恵内村	1	厚沢部町	1	枝幸町	2	豊頃町	0			
	栗山町	8		積丹町	0	乙部町	0	豊富町	2	本別町	3			
	月形町	1		古平町	1	奥尻町	0	礼文町	1	足寄町	5			
	浦臼町	0		仁木町	1	今金町	1	利尻町	1	陸別町	2			
	新十津川町	2		余市町	9	せたな町	3	利尻富士町	0	浦幌町	2			
	妹背牛町	0		赤井川村	1	小計	8	小計	18	小計	120			
	秩父別町	2		小計	63	旭川市	92	宗谷総合振興局	稚内市	32	釧路総合振興局		釧路市	40
	雨竜町	0		室蘭市	25	士別市	4		北見市	32			釧路町	5
	北竜町	2		苫小牧市	38	名寄市	6		網走市	19			厚岸町	2
	沼田町	0		登別市	9	富良野市	11		紋別市	10			浜中町	5
小計	94	伊達市	16	幌加内町	2	美幌町	5		標茶町	4				
石狩振興局	札幌市	856	豊浦町	4	鷹栖町	5	津別町		3	弟子屈町		2		
	江別市	31	壮瞥町	6	東神楽町	1	斜里町		6	鶴居村		4		
	千歳市	20	白老町	10	当麻町	0	清里町		1	白糠町		4		
	恵庭市	12	厚真町	1	比布町	1	小清水町		1	小計		66		
	北広島市	26	洞爺湖町	4	愛別町	1	訓子府町		1	根室市		1		
	石狩市	22	安平町	2	上川町	1	置戸町		1	別海町		1		
	当別町	9	むかわ町	3	東川町	3	佐呂間町	1	中標津町	8				
	新篠津村	2	小計	118	美瑛町	6	遠軽町	8	標津町	2				
	小計	978	日高町	6	上富良野町	2	湧別町	0	羅臼町	4				
			平取町	4	中富良野町	0	滝上町	1	小計	16				
		新冠町	1	南富良野町	3	興部町	1	合計	1,875					
		浦河町	2	占冠村	4	西興部村	1							
		様似町	0	和寒町	0	雄武町	0							
		えりも町	0	剣淵町	0	大空町	1							
		新ひだか町	10	下川町	5	小計	92							
		小計	23	美深町	1									
				音威子府村	1									
				中川町	1									
				小計	150									

出典：北海道・札幌市（平成24年9月末現在）

総合振興局・振興局別にみると、局内のすべての市町村にNPO法人が設立されている総合振興局・振興局は、石狩振興局、胆振総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局である。振興局内の市町村数に対するNPO法人が設立されていない市町村数の割合が高いのは、「留萌振興局」(37.5%)、「渡島総合振興局」(36.4%)、「後志総合振興局」「宗谷総合振興局」(いずれも30.0%)などとなっている。

図表 1-11 NPO法人が設立されていない市町村数と
総合振興局・振興局内市町村数に対する割合

総合振興局・ 振興局	市町村数	NPO法人が設立され ていない市町村数	割合(%)
空知総合振興局	24	7	29.2
石狩振興局	7	0	0.0
後志総合振興局	20	6	30.0
胆振総合振興局	11	0	0.0
日高振興局	7	2	28.6
渡島総合振興局	11	4	36.4
檜山振興局	7	2	28.6
上川総合振興局	23	4	17.4
留萌振興局	8	3	37.5
宗谷総合振興局	10	3	30.0
オホーツク総合振興局	18	2	11.1
十勝総合振興局	19	2	10.5
釧路総合振興局	8	0	0.0
根室振興局	5	0	0.0
全市町村数	179	35	19.6

(3) 道内の認定NPO法人

北海道の認定NPO法人は10法人であり(平成25年3月1日現在)、道内のNPO法人全体の1%に満たない。このうち7法人は札幌市所轄の法人である。

図表 1-12 北海道内の認定NPO法人

No	法人名	所轄庁
1	特定非営利活動法人 カルチャーナイト北海道	札幌市
2	特定非営利活動法人 北の森と川・環境ネットワーク	北海道
3	特定非営利活動法人 霧多布湿原ナショナルトラスト	北海道
4	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	札幌市
5	特定非営利活動法人 「飛んでけ!車いす」の会	札幌市
6	特定非営利活動法人 皮膚病理発展推進機構	札幌市
7	特定非営利活動法人 北海道移植医療推進協議会	札幌市
8	特定非営利活動法人 北海道市民環境ネットワーク	札幌市
9	特定非営利活動法人 どんころ野外学校	北海道
10	特定非営利活動法人 チャイルドラインさっぽろ	札幌市

(4) 道内市町村の条例個別指定の実施状況

道内の市町村のうち、個別指定したNPO法人に対する寄附控除を可能とするため、
 税条例の改正を行っているのは61市町村で、道内市町村の35%程度である。

図表 1-13 道内市町村の税条例改正状況

総合振興局	市町村名	改正	総合振興局	市町村名	改正	総合振興局	市町村名	改正	総合振興局	市町村名	改正	総合振興局	市町村名	改正
空知総合振興局	夕張市		後志総合振興局	小樽市		渡島総合振興局	函館市		留萌振興局	留萌市		十勝総合振興局	帯広市	
	岩見沢市			島牧村			北斗市			増毛町			音更町	
	美瑛市			寿都町			松前町	○		小平町			士幌町	
	芦別市			黒松内町			福島町			苫前町	○		上士幌町	
	赤平市			蘭越町			知内町			羽幌町			鹿追町	
	三笠市			二セコ町			木古内町			初山別村			新得町	
	滝川市			真狩村			七飯町	○		遠別町	○		清水町	
	砂川市			留寿都村			鹿部町	○		天塩町	○		芽室町	
	歌志内市			喜茂別町			森町	○		稚内市			中札内村	
	深川市			京極町			八雲町	○		幌延町			更別村	○
	南幌町	○		倶知安町	○	長万部町	○	猿払村	○	大樹町	○			
	奈井江町			共和町		江差町		浜頓別町	○	広尾町	○			
	上砂川町			岩内町		上ノ国町		中頓別町	○	幕別町				
	由仁町	○		泊村		厚沢部町		枝幸町		池田町				
	長沼町	○		神恵内村	○	乙部町		豊富町	○	豊富町	○			
	栗山町	○		積丹町		奥尻町		礼文町		本別町	○			
	月形町			古平町		今金町		利尻町		足寄町				
	浦臼町			仁木町		せたな町	○	利尻富士町		陸別町				
	新十津川町			余市町		旭川市		北見市		浦幌町				
	妹背牛町			赤井川村		士別市		網走市		釧路市				
秩父別町		室蘭市		名寄市		紋別市	○	釧路町						
雨竜町	○	苫小牧市		富良野市		美幌町		厚岸町						
北竜町	○	登別市		幌加内町	○	津別町	○	浜中町	○					
沼田町		伊達市		鷹栖町	○	斜里町	○	標茶町						
札幌市		豊浦町		東神楽町	○	清里町	○	弟子屈町	○					
江別市		壮瞥町	○	当麻町	○	小清水町	○	鶴居村	○					
千歳市		白老町		比布町	○	訓子府町	○	白糠町						
恵庭市		厚真町	○	愛別町	○	置戸町	○	根室市						
北広島市		洞爺湖町		上川町		佐呂間町	○	別海町						
石狩市		安平町		東川町	○	遠軽町	○	中標津町						
当別町	○	むかわ町		美瑛町	○	湧別町		標津町	○					
新篠津村		日高町	○	上富良野町	○	滝上町	○	羅臼町						
		平取町		中富良野町		興部町		合計	61					
		新冠町	○	南富良野町	○	西興部村	○							
		浦河町	○	占冠村		雄武町								
		様似町		和寒町		大空町	○							
		えりも町		剣淵町										
		新ひだか町		下川町	○									
				美深町	○									
				音威子府村										
				中川町										

出典: 北海道(平成24年4月30日現在)

第2 NPO法人の活動に関する実態調査 調査概要

1 調査の目的

道内のNPO等の活動状況を調査し、道が運用している「市民活動団体情報提供システム」(以下「システム」という。)において情報提供するとともに、道内のNPO法人の公益活動の状況について調査、分析を行い、その結果を分かりやすく図表化した報告書を作成して広く道民に周知することにより、NPO等への支援や協働の取組を促進する。

2 調査対象

平成24年9月末現在における、北海道及び札幌市が所轄するNPO法人1,875法人を対象とした。

図表 2-1 調査対象NPO法人の内訳

	件数	割合(%)
北海道所轄	1,051	56.1
札幌市所轄	824	43.9
合計	1,875	100.0

3 調査受託者

本調査は、一般社団法人北海道総合研究調査会に委託し実施した。

4 調査方法

法人の主たる事務所あてに調査票を郵送し、返信用封筒により回収した。調査票は、システムの登録データの更新情報を収集するための「登録シート」に同封して発送し、登録シートのデータの一部も本調査集計の対象とした。

また、ホームページ上に調査票のデジタルデータ (Word 形式) をアップロードし、専用メールアドレスあてに添付ファイルで返送することも可とした。

5 調査期間

平成24年10月18日に発送し、10月31日を第1次締切とした。10月30日現在で調査票が届いていない団体に督促ハガキを発送し、最終的に平成25年1月31日までに届いた調査票を、集計の対象とした。

6 回収状況

発送数 1,875 件に対し、回収数は 987 件、回収率は 52.6%であった。回収された調査票のうち、白票であった 3 件を除き、有効回答数は 984 件であった。有効回答のうち、「登録シート」が回収されたのは 593 件（60.3%）であった。

図表 2-2 回収状況

発送数	回収数	回収率 (%)
1,875	987	52.6

回答の内訳	回答数
白票	3
有効回答数	984
合計	987

有効回答票の内訳	件数	割合(%)
登録シート返送あり	593	60.3
登録シート返送なし	391	39.7
合計	984	100.0

7 留意事項

(1) 集計処理

報告書内の図表においては、有効回答数を「N」で表記した。また、図表中の構成比（%）は小数点第 2 位以下を四捨五入したものであり、端数処理のため、合計は必ずしも 100% にならない場合がある。

(2) 地域ごとのクロス集計

地域ごとのクロス集計として、「所轄庁別」「総合振興局・振興局別」「連携地域別」を行っている。それぞれの定義は次のとおりである。

ア 所轄庁別

札幌市内にのみ事業所を置く NPO 法人は札幌市が、それ以外の北海道内に主たる事業所を置く NPO 法人は北海道が所轄している。本報告書では、「札幌市」「北海道」のそれぞれの所轄庁別に集計を行った。

イ 総合振興局・振興局別

北海道の地域における総合出先機関として設置されている14の総合振興局・振興局別に集計を行った。

図表 2-3 総合振興局・振興局一覧

総合振興局・振興局	市町村名	総合振興局・振興局	市町村名
空知総合振興局	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	上川総合振興局	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
石狩振興局	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村	留萌振興局	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
後志総合振興局	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	宗谷総合振興局	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
胆振総合振興局	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町	オホーツク総合振興局	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、勇別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
日高振興局	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町	十勝総合振興局	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
渡島総合振興局	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町	釧路総合振興局	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町
檜山振興局	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	根室振興局	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

ウ 連携地域別

「新・北海道総合計画（平成 20 年 3 月）」において、計画推進上のエリアとして設定されている 6 つの連携地域（以下「連携地域」という。）別に集計を行った。それぞれの連携地域を構成する総合振興局・振興局は、次のとおりである。

図表 2-4 連携地域一覧

連携地域	構成する総合振興局・振興局
道南	渡島総合振興局、檜山振興局
道北	上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局
オホーツク	オホーツク総合振興局
十勝	十勝総合振興局
釧路・根室	釧路総合振興局、根室振興局
道央	石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局